

## 広島県告示第87号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年2月25日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区明石町8番1号 ユーエムジー・エービーエス株式会社
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市御幸町20番1号 ユーエムジー・エービーエス株式会社 大竹工場

### 2 申請の内容

33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機1基を廃止し、33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機1基を設置する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機1基 廃止

(その2) 新設

種	類	33-ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機
能	力	50 t/日（固形分処理量）
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事着工後1ヶ月
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		連続24時間 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
排出される 汚水等の状 態	水素イオン濃度 (水素指数)		3～4	3～4
	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	200	200
	浮遊物質		1,000	1,000
	窒素含有量		60	120
	燐含有量		8	16
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )		197	197	
汚 水 等 の 排 出 先		三菱レイヨン株式会社大竹事業所 活性汚泥処理施設		

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年2月25日から平成28年3月17日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課